

Towards Vision 2020:

ASEAN-Japan Consultation Conference

On the Hanoi Plan of Action

ビジョン2020：日・ASEAN協議会（賢人会議）

THE FINAL REPORT

WITH

RECOMMENDATIONS

最終報告書・提言

October 2000

2 . 序

1997年12月に、東南アジア諸国連合(A S E A N)は「ビジョン2020」を宣言した。この宣言でA S E A Nは、ダイナミックな発展と思いやりのある社会のコミュニティーを構築していくためのパートナーシップに結び付けられること、また、域外に開かれ、平和、安定と繁栄を求める諸国間の協調を構築していくことを目標として掲げた。1998年12月に、A S E A Nは「ハノイ行動計画(H P A)」を採択し、このビジョン2020を実現するための明確かつ具体的な短期及び中期的目標を示した。

「ハノイ行動計画」を第一歩とするA S E A N諸国の「ビジョン2020」実現の努力に日本が協力する方途を検討するために、小淵恵三総理(当時)は、1998年12月にベトナムのハノイ市で開催された日・A S E A N首脳会議において、日本とA S E A N諸国の代表者によって構成される賢人会議の設置を提唱した。賢人会議は、A S E A N諸国政府から指名された各2名、日本政府から指名された6名の計26名が個人の資格で参加することによって構成された(委員一覧は付録を参照)。賢人会議の目的は、日・A S E A N協力を促進するための具体的提言を策定し、これを2000年11月にシンガポールで行われる日・A S E A N首脳会議の際に、日本とA S E A N諸国首脳に対し提出することである。

賢人会議は、ハノイ(1999年10月)、奈良(2000年3月)及びシンガポール(2000年10月)において合計3回の全体会合を開催した。これら会合での議論を踏まえて、賢人会議は一連の具体的な提言をまとめた。これらの提言は、よりダイナミックで深化する日本とA S E A Nとの間の協力関係を通じて、「ビジョン2020」と「ハノイ行動計画」の目標を実現しようとするA S E A N諸国の努力への日本の貢献を促し、もって「ビジョン2020」が掲げる目標の達成に寄与することを目的としている。このような日本とA S E A Nとの協力関係の進展は、グローバル化がもたらす課題に立ち向かい、A S E A Nの将来を確保していく上で、日本とA S E A Nの共通の利益となるのである。

この賢人会議は、日・A S E A N学術交流基金から助成を得、下記研究機関から実務上の支援を得た。

3 . 目次

- 1 . 要約 (日本国際問題研究所[Web Site](#)をご参照ください)
- 2 . 序
- 3 . 目次
- 4 . イントロダクションと概要
- 5 . マクロ経済政策と金融
- 6 . 貿易、産業、技術及びキャパシティ・ビルディング
- 7 . 政治・安全保障面での協力
- 8 . 人間の安全保障及び社会開発
- 9 . 教育、文化及び芸術
- 10 . 略語解説
- 11 . 賢人会議委員一覧

4．イントロダクションと概要

イントロダクション

日本とASEAN諸国は、1970年代以来、協力的かつ建設的な関係を着実に築き上げてきた。ASEANは、地域の平和と安定を確保し、安全保障を確保する努力をしてきた。また、ASEANは、域内諸国の国内の強靭性を高めるとともに、70年代の半ばからは、経済発展を達成するために先進諸国との協力を積極的に進めてきた。日本は、1977年という早い時期にASEAN及び東南アジアに対する日本の画期的な政策方針を「福田ドクトリン」として提示していた。福田ドクトリンの哲学は、日本とASEANの関係を対等のパートナーのそれとして確立し、日本がASEAN諸国の連帯と強靭性強化の努力に協力し、さらには日本と同様の考えを持つ域外の諸国と協力しながら、東南アジアの平和と繁栄に貢献することにあった。日本は、ASEAN諸国とインドシナ諸国が和解を達成する以前から、東南アジア全域における平和的共存を提唱していたのである。

日・ASEAN関係は、ASEAN諸国が相当な経済成長を遂げるに伴って、援助供与国（ドナー）と受入国（レシピエント）という関係から対等な関係（イコール・パートナーシップ）へと変化してきた。しかし、20世紀の終りに至り、日・ASEAN関係は、アジア金融危機に象徴される新しい課題に直面している。これらの課題に対処するためには、日本とASEAN双方がオーナーシップを共有することができる、新しいパートナーシップ（「ニュー・パートナーシップ」）を構築する必要がある。

グローバリゼーションに伴う課題

日本とASEANの間には、ごく自然な形で経済的相互補完性や地政学的な結びつきがある。このため、日本とASEANの経済協力は、貿易、投資、開発援助等の分野で発展してきており、特に1980年代後半以降、両者の間には緊密な経済相互依存関係が形成されることになった。しかし今日、情報通信技術（IT）革命によって促進されているグローバリゼーションのプロセスとダイナミックスは、われわれに新たな課題と機会を提起している。

グローバリゼーションの進展に伴い、様々なレベルや分野において、これまで慣れ親しんできたガヴァナンス（統治）の方法や制度が変化しており、日本とASEANもこの変化の影響を受けている。相互依存関係の進展を通じての急速な経済発展は確かに繁栄をもたらしたが、同時に、アジア金融危機によって劇的に示されたように、グローバ

リゼーションが進展する中で各国の脆弱性はこれまでになく高まっている。グローバリゼーションが及ぼしている大きな影響によって、国際制度はもとより、日本やASEANの国内のガバナンスの仕組みを改革することの重要性が明確になった。同時に、グローバリゼーションの過程を通じて、日本とASEANは、IT革命がもたらす恩恵を享受するための「共通経済空間」(common economic space)を創出する機会を手に入れている。また、グローバリゼーションの進展は、地域的、国際的なモノ、サービス、資本の流れを管理するための、地域及び世界的なレベルでのより統合された規制メカニズムの確立をわれわれに求めている。

日本とASEAN諸国は、地域や国際社会などさまざまなレベルで新たなガバナンスを強化することによってグローバリゼーションの課題に対処しようとしているが、そのためには日・ASEANの新しいパートナーシップの構築が不可欠である。日・ASEAN双方の国民がグローバリゼーションの利益を最大限に享受し、そのコストを最小限に抑えるためには、世界的なガバナンスを律する国際機関の改革に関する協力を含め、日本とASEANとの新しい協力が必要になっている。

拡大ASEANに伴う課題

冷戦が終結したこと、ASEANが域内の対立要因の顕在化を成功裡に抑え込んだこと、そしてASEANが著しい経済成長を達成したことなどの要素があいまって、ASEANは、アジア太平洋においても、また世界においても、建設的で信頼できる地域組織であるとの地位を築くことになった。そしてASEANは、加盟国を拡大させ、東南アジアの10カ国全てを包含する組織となり、さらに、アジア太平洋地域における経済、政治、及び安全保障に関連する全ての主要国との対外関係を拡充させてきた。しかし、ASEAN拡大の過程は、不運にもアジア金融危機と時期が重なった結果、ASEAN加盟諸国間の格差が拡大し、域内の二層分化(two-tier ASEAN)という現象が悪化することになった。

アジア金融危機の影響により、カンボディア、ラオス、ミャンマー及びヴィエトナム(CLMV)の新規加盟国が、ASEAN加盟によって実現するだろうと期待した経済目標の達成に、原加盟国は十分に貢献することができなかった。ASEAN諸国は、アジア金融危機が引き起こした国内問題に対応するという課題に取り組まなければならないが、同時に、「ASEAN諸国間の格差(ASEAN内ディバイド)」を是正するという課題にも取り組まなければならない。そのためには、ASEAN域外のパートナーとの協力が重要であり、この点日本は、これまで、ASEANの努力に協力する意志と

能力を示してきたことが指摘される。

実際、日本は、アジア金融危機の影響を受けたASEAN諸国を含むアジア諸国を援助するために、「新宮澤構想」や「小淵プラン」などの諸構想を実施してきた。さらに日本は、「ASEAN諸国間の格差」を是正するために、CLMV諸国と日本との二国間援助プログラムはもとより、ASEAN全体に対しても、日・ASEAN総合交流基金(JAGEF)を提供してきた。現在日本は、格差是正のためにさらに二つの新しいプログラムを用意している。一つは、南南協力という考え方に基づいて、比較的経済が発展しているASEAN諸国によるCLMV諸国を対象としたプログラムを、日本が支援するというものである。もう一つは、CLMV諸国でのインフラ・プロジェクトや地場産業の育成に取り組む民間セクターを支援するというものである。

しかしながら、ASEAN拡大によって加盟国の数が増えた結果、ASEANの中でコンセンサスを形成することはより困難になっている。ASEANは、この問題にも真正面から取り組まなければならない。

日・ASEANニュー・パートナーシップ (New Partnership) の原則

日本とASEANのニュー・パートナーシップは、とりわけ以下の原則に基づくべきである。

1. 対等のパートナーシップ、共有されたオーナーシップ、及び相互尊重
2. 「ビジョン2020」と「ハノイ行動計画」の目標に沿いつつ、ASEAN諸国のガバナンスを向上させるための国内改革の重要性
3. 日・ASEANニュー・パートナーシップを促進する「日本の第三の開国」の重要性
4. 「ASEAN内ディバイド(格差)」の是正を共通目標とすること
5. 全ての国が参加可能な「意志ある者の同士の連帯 (coalition of the willing)」

5 . マクロ経済政策と金融

グローバリゼーションは、世界経済の相互依存性をかつてない速度と規模で深化させている。日本とASEAN諸国は、グローバリゼーションの諸現象によってもたらされる機会ばかりでなく、そこに内在する危険を認識するようになった。国際市場を通じた短期資本フローの著しい不安定性によって引き起こされたアジア金融危機では、それまで経済発展を支えてきたアジア諸国内の国内制度、システム、及び商慣行の弱点と脆弱性が露呈した。これらの課題に取り組むための国内改革と、新しいグローバル・ガバナンスの必要性が、現在広く認識されている。

東アジア諸国では、経済グローバリゼーションのマイナス面に取り組むためのさまざまな手段が既に講じられてきた。第一に、日本は、自らが必要な構造改革と苦闘しつつも、影響を被った東アジア諸国に対し、国際金融機関（IFIs）の支援を補完するために短期間のうちに総額でおよそ800億ドルの支援策を実施してきた。第二に、ASEAN諸国自身も、自らの主体的なイニシアティブで、加盟各国のマクロ経済状況と政策に関する地域監視メカニズムを構築するという努力をはじめた。第三に、アジア金融危機の発生以前から協議を行ってきていた日本とASEAN諸国の蔵相は、域内の重大な金融問題に対処するための協議を強化した。第四に、ASEAN諸国、日本、中国及び韓国（ASEAN+3）の蔵相によって合意されたチェンマイ・イニシアティブは、グローバリゼーションによって引き起こされた課題に対処するための域内協力として、画期的な業績である。

金融の分野で、透明性とアカウンタビリティ（説明責任）を高め、良きガバナンスを図るという要請に応えるために、国内的な改革の努力を行うことはきわめて重要である。この関連で、マクロ経済政策と金融の分野で、日本とASEAN諸国が地域や国際社会において協力することは、金融システムと資本市場の将来の混乱を回避する上で役立つであろう。

上記の次第を考慮して、賢人会議は以下を提言する：

- 1 . 日本とASEAN諸国は、チェンマイ・イニシアティブに基づいた通貨安定策を考案すべきである。

チェンマイ・イニシアティブは、ASEAN諸国、日本、中国及び韓国（ASEAN+3）の間での地域協力を促進する重要なステップとなった。このイニ

シアティブに基づきつつ、十分かつ適切なタイミングで経済支援を行い、東アジアにおける金融の安定を支えることのできる新たなメカニズムの構築を検討すべきである。その検討過程で、一部のASEAN諸国には、キャパシティ・ビルディングに向けた支援を必要に応じて提供すべきである。

2. 日本とASEANは、マクロ経済政策対話と地域監視のメカニズムのあり方に関する協議を緊密に行うべきである。

東アジアにおける経済相互依存が深化した結果、地域整合的に全体を対象にした経済・金融のサーベイランス及びモニタリング・システムを構築することがきわめて重要になっている。この点で、日本とASEANとの協力は不可欠である。地域の金融サーベイランスを実施する適切な仕組みを検討するために、まず第一歩として、この種の問題に関する官民双方の有力な研究機関の間のネットワークを構築することが望ましい。

3. 日本は、日本からの支援を必要とするASEAN諸国、とりわけ新規ASEAN加盟国に引き続き公的金融支援を提供すべきである。

国際協力銀行（JBIC）や他の関連する金融機関を通じて、日本の金融支援がASEAN諸国に継続的かつ安定的に行われることは、ASEAN諸国の経済成長にとって不可欠である。その際に日本は、ASEAN諸国間の経済発展の格差に配慮すべきである。

4. 日本と一部の能力あるASEAN諸国は、民間セクターと国際金融公社（IFC）に代表される国際金融機関（IFIs）との共同投資によって、他のASEAN諸国の信頼回復を促進する触媒としての機能を果たすべきである。

日本と一部のASEAN諸国は、持続的発展の要となる産業により多くの民間投資が行われるように、国際金融公社をはじめとする国際金融機関に働きかけることによって、他のASEAN諸国を支援することができる。国際金融公社は、製造業と長期インフラ整備事業及び公益プロジェクトに民間セクターが共同投資するように働きかけるアクターとなる。このような働きかけが、ASEANの成長地域への投資を促進する手段となるだろう。

5. 日本とASEANは、グローバル経済と地域経済の現実をよりよく反映させるため国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）及びアジア開発銀行（ADB）のような国際金融機関において、東アジアの代表権を強化する努力をするべ

きである。

国際金融機関の政策決定システム、とりわけ経済規模に応じた投票権の割当てには、東アジア経済の急速な発展が十分に反映されていない。国際金融アーキテクチャーの改革のためには、特に東アジアの新興エコノミーが積極的に参加できるような国際金融機関の役割についての再検討が必要である。

- 6 . 日本とASEANは、グローバルなガバナンスに統合的なアジア通貨基金（AMF）の設立を検討すべきである。

チェンマイ・イニシアティブのフォローアップとして、将来の金融危機に対処しうる補完的な地域メカニズムを構築することの重要性が現在認識されている。この点に関し、域内の研究機関の代表から構成される共同研究グループを設置し、国際金融の枠組みの強化に貢献しうる適切な地域金融メカニズムについて研究することを検討してよい。そして、この共同研究を踏まえて、政府レベルの協議を始めることもできよう。

- 7 . 日本は、ASEAN諸国への安定的な資金の流入を確保するために、ASEAN諸国が長期債券の発行などの新たな金融手段を発展させていけるようASEAN諸国を支援すべきである。

東南アジア地域は、より多様な手段を通じて、長期金融へのアクセスを確保していく必要がある。ASEAN諸国に持続可能な長期債券市場を育成することは、この地域に安定した金融システムを確立する努力の一環として、高い緊急性を有する。日本は円建て債券（サムライ債）市場を発展させ、また、国債市場と決済システムを改善することによって、東京債券市場をさらに活性化すべきである。

- 8 . 日本は、円の国際化を促進する手段を講じるべきである。

円の国際化によって、ASEAN諸国は国際取引と資金調達のための代替通貨を手にすることができ、ASEAN諸国の通貨の安定性も高まる。

6 . 貿易、産業、技術及びキャパシティ・ビルディング

貿易、産業、技術及びキャパシティ・ビルディング（能力向上）は、経済発展と持続的繁栄を実現するための、きわめて重要な要素である。日本とASEANの間には、これらの分野で長い相互の協力の歴史がある。しかしながら、相互依存が著しく高まり、グローバル化した世界において、これらの分野での動向を規定する役割は、主権国家から国際市場へと移りつつある。IT革命やいわゆる「ニュー・エコノミー」の台頭によって、この傾向はさらに促進されている。

世界貿易機関（WTO）に代表される国際経済機関は、国際的に承認された規範や規則を提供することによって、経済交流を促進する上で重要な役割を果たしている。今日、これらの機関は、グローバル経済の変化に伴って、新しい現実への適応を迫られている。日本とASEANは、世界経済の繁栄と安定にとってルールに基づく国際制度の存在が重要であることを認識しており、グローバリゼーションの提起する課題に取り組むとともに、これら国際機関の機能を強化するために協力すべきである。

日本はIT革命への取り組みを開始し、ASEANは「e-ASEAN」という概念を採択して域内協力に取り組み始めた。ASEANは、「e-ASEAN」を進めるにあたり、ASEANの繁栄を促進し、ASEAN諸国間に存在する格差の拡大を防ぐためには、CLMV向けのプログラムを一層拡充する必要があることを認識すべきである。

このような課題に取り組むために、日・ASEAN双方が、二国間のみならず地域や世界社会において協力関係を深めていくことは、日本とASEANの双方の利益である。

上記の次第を考慮して、賢人会議は以下を提言する：

- 1 .日本とASEANは、「ビジョン2020」の目標を実現するために、世界貿易機関（WTO）次期ラウンドの幅広い交渉アジェンダを積極的に支持すべきである。

日本とASEANは、貿易自由化のさらなる拡大に多大な利害を共有している。両者は他の貿易パートナーに対して、WTO次期ラウンドの早期立ち上げを強く呼びかけることができる。幅広い交渉アジェンダは、日本とASEANに多くの課題をもたらすが、同時に共通の利益となる。日本とASEANは、WTOの主要な諸問題について可能な限り互いに協議すべきである。

2. 日本とASEANは、すべてのASEAN諸国がWTOに加盟することを支持し、加盟準備のためのトレーニングやその他の援助を行うべきである。

WTOへの加盟は、貿易を通じての経済成長を実現する近道である。WTOに加盟することは、WTOの規則を遵守することを意味し、国内制度の構造改革が必要になる場合がある。カンボディア、ラオス及びヴィエトナムがWTOに加盟することによって、ASEAN経済統合は促進されるだろう。これらの国がWTOにより早く加盟できるよう支援を惜しむべきではない。

3. 日本とASEAN諸国は、WTOと整合性のとれた地域（リージョナル）レベル準地域（サブ・リージョナル）レベル及び二国間レベルにおける自由貿易を促進する各種イニシアティブを真剣に検討すべきである。また、WTO交渉が最優先されるべきこと、及びASEAN統合への影響も認識されるべきである。

ASEAN諸国は、ASEAN自由貿易地域（AFTA）の成立を目指しており、日本とシンガポールは、新時代のための経済連携協定の交渉を始めることに合意した。他のイニシアティブの検討も可能であるが、それらはすべてWTOと整合性を持ったものでなければならない。

4. ASEANと日本は、ボゴール宣言に盛られた自由な貿易と投資という目標を達成するために、アジア太平洋経済協力会議（APEC）における個別行動計画（IAP）と経済・技術協力（ECOTECH）のより効果的な実施に向けて、それぞれの約束を同時並行的に履行すべきである。

日本とASEAN諸国は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という目標を、先進工業経済は遅くとも2010年までに、また開発途上経済は2020年までに達成するとのボゴールにおけるコミットメントを再確認すべきである。この点に関して、IAPは貿易自由化を柔軟に進展させていく中心的な手段であろう。IAPの内容とその履行状況を相互に検証する（ピア・レビュー）ことは、IAPの有効性を高める上で有益であろう。現在、セカンド・トラックの機関である太平洋経済協力会議（PECC）がピア・レビューの機能のある程度果たしているが、各国政府自身がこの問題に一層真剣に取り組む必要がある。

ASEANと日本は、ECOTECHの6つの優先分野、すなわち、人材育成、安定し安全で効率的な資本市場の発展、経済インフラの整備、未来に向けた技術の活用、環境に配慮した健全な成長を通じての生活の質の確保、及び中小企

業の活力の育成強化の各分野での協力を強化すべきである。

- 5 . 日本とASEANは、アジア太平洋経済協力(APEC)を次の段階、すなわち「アジア太平洋版OECD」の創設へと移行させるための弾みを与えるべきである。

経済協力開発機構(OECD)は、加盟国政府のための強力な事務局を備えた、社会経済関連情報・データの収集及び処理を行うシンクタンクであり、かつ、社会経済関連政策の調整を行うフォーラムでもある。今日この機能は、アジア太平洋地域においては、セカンド・トラックではあるが、太平洋経済協力会議(PECC)によって部分的に担われている。アジア太平洋諸国政府は、このプロセスを進めることを通じて、自国の社会経済政策を調整することが可能となり、また、日本とASEAN諸国は、経済社会関連情報の収集・交換を通じて、このプロセスを加速化させることができる。

日本とASEANは、カンボディア、ラオス及びミャンマーのAPECへの参加を実現すべく協力すべきである。

- 6 . ASEAN諸国は、外国からの投資を促進し、経済活動を再活性化するために投資とビジネスの環境を整備するべきである。特にASEAN自由貿易地域(AFTA)、ASEAN投資地域(AIA)及びASEAN産業協カスキーム(AICO)をより積極的に促進するべきである。

ASEANの経済統合が進むことによって、ASEAN内部の水平分業と垂直分業が促進され、その結果として市場が拡大し、日本やその他の国々からの直接投資が増大する。日本とASEAN諸国は、経済成長を促進する上で海外直接投資(FDI)の重要性を認識し、二国間の投資協定の締結を検討することもできよう。

- 7 . ASEANは、法制度や会計基準の一層のハーモナイゼーション(調和)を実現すべきであり、また知的所有権の保護に関しても共通の制度を整備すべきである。

欧州連合(EU)の発展の過程が実証しているように、基準のハーモナイゼーションは、経済統合と市場拡大を促進する上できわめて重要である。ASEANの基準を調和させる努力に日本が貢献することによって、日本とASEANの間のビジネスの結びつきは一層促進されるだろう。日本は「ハノイ行動計画」に盛り込まれている以下の事項を積極的に支援すべきである。

(1) 基準

A) 基準、規制、規則及び認証制度の再構築

B) 相互承認協定 (MRA)

(2) ビジネスと経済に関連する法制度改革への支援

(3) 知的所有権分野における協力

A) 2004 年を期限とした電子データベースの構築

B) ASEAN 特許庁の枠組みの構築

8. ASEAN は「e-ASEAN」を実現するために、共通のサイバー関連法、伝達情報の安全性を確保するためのインフラ及び決済ゲートウェイを確立するために一層努力するべきである。その際、ASEAN は、日本が提唱している「デジタル・ディバイド」解消のためのプログラムを適切に活用するべきである。

森喜朗総理は、国際的な「デジタル・ディバイド」の解消を目標とする包括的協力策（今後 5 年間に 150 億ドル程度）を表明した。

9. 持続的な経済発展のために中小企業 (SMEs) が果たす重要な役割を認識し、ASEAN は、日本の支援のもとに、地域レベルでの輸出金融/信用保証スキームと中小企業への小規模融資制度を整備すべきである。

日本は、日本の中小企業による ASEAN への直接投資を奨励している。さらに、中小企業振興の手段として、「中小企業公社」や「中小企業経営テクノロジー研究所」の設立を通じて ASEAN における中小企業の発展を支援することも考えられる。中小企業の発展は、農村の開発や工業化、及び裾野産業の育成といった課題とも密接に関連付けられるべきである。活力のある中小企業群が発展すれば、特に IT 産業分野において新しい雇用を創出するであろうし、サービス産業において中心的役割を担うことになる。また、中小企業は、技術革新の原動力ともなるであろう。

10. 日本と ASEAN 諸国は、カンボディア、ラオス、ミャンマー及びベトナム (CLMV) の発展における大メコン圏の開発の重要性を認識しつつ、その開発に協力し、指導的な役割を果たすべきである。

CLMV 各国において持続的経済成長を成し遂げるためには、運輸、エネルギー及び通信という基礎的インフラの整備が緊要に求められている。そのためには、各種インフラ、人材育成及び東西経済回廊地帯における国境を越えた協力の枠組みのためのパイロット・プロジェクトに力点を置くべきである。これら

の協力事業には、民間セクターやADB、IFC及び国際協力銀行（JBIC）などの関連諸機関の参加を促す努力が含まれるべきである。

- 1 1 .日本は、1999年11月のASEAN+3首脳会議で提唱した、人材育成のための「小淵プラン」を着実に実施するとともに、その内容を拡充すべきである。

「小淵プラン」に盛り込まれた10項目の中で、シニア海外ボランティアのASEANへの派遣、ASEANからの留学生の受け入れ、そして、日本でのASEAN諸国労働者への職業訓練の実施を特に重視すべきである。また、シニア海外ボランティアを派遣する分野や地域を決定する際に、各国との調整を十分に行うべきである。

- 1 2 .日本は、ASEAN製品やASEANが提供するサービスに対する日本国内の需要を拡大すべきである。

日本における内需主導型の成長が、ASEAN諸国の持続的経済成長にとって重要な要素であることを、日本は引き続き常に留意しなければならない。日本は、特に農産物分野で国内市場への参入が容易になるよう、市場開放に前向きに取り組むべきである。一方、ASEAN諸国は、日本人消費者の高品質志向に注意を払うべきであり、それに応えるべくあらゆる努力をすべきである。

- 1 3 .日本は、国内の外国人労働力需要を満たすことができ、かつ、不法労働者の流入を最小限に抑制しうる、整合性のとれた総合的な政策のもとに労働市場を開放すべきである。

「アジア経済再生ミッション」（奥田ミッション）報告書に記されているように、日本が外国人労働者に関する規則や規制を改定することが大切である。日本は、ASEANから専門的能力を有した労働者だけでなく、より多くの一般的技術労働者も受入れることができよう。

7 . 政治・安全保障面での協力

日本とASEANの政治・安全保障面での協力は、アジア太平洋地域における安定的で包括的な政治・安全保障環境の構築を目的に進められてきた。1980年代に、日本とASEANは、カンボディア紛争を解決するための地域的及び世界的な努力の中で緊密な協力関係を築いた。そして日・ASEAN協力は、国連カンボディア暫定統治機構(UNTAC)のもとで、1993年に総選挙を実現するうえで大きな貢献を果たした。その後、政治・安全保障面での協力は、日本が当初から創設を支持していたASEAN地域フォーラム(ARF)の場においても行われてきた。また、日本とASEANは、大量破壊兵器(WMD)の脅威を認識し、地域や世界での不拡散の努力をアジア太平洋諸国が支援するよう努力してきた。

これまで日本とASEANは、政治・安全保障面での建設的な協力関係を築いてきたが、日本とASEANとの新しいパートナーシップの下で、今後さらにその協力を深化・拡大させる必要がある。冷戦の終結と共に、グローバル・ガバナンスをいかに強化するかという課題が世界のすべての諸国および国際連合などの国際機関に課せられている。こうした課題に対処するためには、できる限り数多くのアクターが結束し、彼らの英知を結集しなくてはならない。特に、これまで密接な協力関係を築いてきたアクター同士の知恵とコミットメントが不可欠である。世界的な規模での力関係の変化、大量破壊兵器の不拡散、グローバル化の進展、そしてアジア金融危機の影響などの諸問題に対処する際にも、これらアクターの間での緊密な協力が求められる。

ASEANは、東アジアの安定のために、地域が直面する問題により効果的に対処できるようなARFの発展に向けて、主導的な役割を果たすべきである。その際、日・ASEANのニュー・パートナーシップを通じてASEANの機能と役割を強化することによって、ARFの有用性もまた高めることができる。日・ASEANの協力関係が一層強化されれば、ASEAN諸国がASEAN拡大に伴って生じている諸問題に取り組み、「ASEAN諸国間の格差」の危険を克服することにも役立つであろうし、ひるがえってそれらはASEANの連帯の強化にも資する。

最後に、近年顕著に増加している国際犯罪などの、これまで安全保障問題とは考えられていなかった領域の問題への取り組みが、安全保障上の重大な課題になっている。日本とASEAN諸国は、相互の一層緊密な協力によって、これらの諸問題に効率的に対処することができる。

上記の次第を考慮して、賢人会議は以下を提言する：

- 1 . 日本と A S E A N 諸国は、国連がグローバル・ガバナンスにおいて中心的な役割を果たせるように、国連安全保障理事会の改革も含めて、過去 50 年間に生じた新たな現実を反映するための国連の改革に向けた、より緊密な協議及び調整を行うべきである。

A S E A N 諸国は、国連の包括的改革的文脈の中で、日本が国連安全保障理事会の常任理事国になることを支持すべきである。日本と A S E A N 諸国は、この問題に関する諸政策の策定及び調整を開始すべきである。

- 2 . 日本と A S E A N 諸国は、A S E A N 地域フォーラム (A R F) をこの地域における安全保障のより効果的な枠組みにするために、より緊密に協力すべきである。

日本と A S E A N は、各国が受け入れ可能な水準の透明性が確保された防衛白書の発行をはじめとした、A R F で提案された信頼醸成措置を実施するために最大限の努力を払うべきである。そして、A R F は予防外交という次の段階への移行をより加速すべきである。

A R F における信頼醸成が進展するにつれ、日本と A S E A N は A R F のリーダーシップ自体にも、A S E A N 域外諸国の役割の増大を睨んだ、より広域のコミュニティと地域の特質を適切に反映するように協力すべきである。A R F が安全保障枠組みとして引き続き効果的で妥当性を保ち、その成功を持続させるためには、A S E A N 域外諸国が A R F の共同議長になるという方策も将来的に検討されるべきであろう。

A R F が継続性を持ち、組織としての知識を蓄積することにより、A R F は政治・安全保障対話のメカニズムとしての能力を高めることができる。そのためには、A S E A N 事務局長の下に十分な能力が付与され、全ての参加国が参加可能で専門知識を集約できる常設機関が設置されることが重要である。

- 3 . 日本と A S E A N 諸国は、包括的核実験禁止条約 (C T B T) の早期発効の促進、及び核兵器不拡散条約 (N P T) 運用検討会議において合意された核兵器廃絶に向けての明確な約束の実現を含む、不拡散への目標の達成に向けて協力すべきである。

日本と A S E A N 諸国は、核兵器及びその他の大量破壊兵器が引き続き拡散していることに懸念を共有している。大量破壊兵器の拡散は、地域及びグローバルな環境を不安定化させるもっとも深刻な要因の一つである。したがって、

日本とASEANは、これらの兵器の拡散及び流出を阻止するために協力すべきである。

4. 日本とASEAN諸国は、紛争を平和的に解決するためのメカニズムを含む、アジア太平洋地域における行動規範 (code of conduct) の採択に向けて、他の国々と協力すべきである。

地域的な行動規範の採択に向けての努力はすでに進行中である。この行動規範が、地域の平和と安定を実現する上で効果的な役割を果たすためには、何らかの具体的なメカニズムを導入することが重要である。

5. 日本とASEAN諸国は、アジア太平洋地域の全ての国が利用可能な、平和維持活動 (PKO) のための地域トレーニング・センターの設立に向けて協力すべきである。

地域トレーニング・センターが設立されれば、日本とASEANが国連の下で実施される国際的な平和維持のための努力に対して共同で貢献することになるのみならず、PKO要員相互の信頼醸成を図る手段としても、また彼らが所属する組織の平和構築への貢献能力を向上させる上でも有意義である。

6. 日本とASEAN諸国は、東アジアに関心と利害を有するすべての国家、地域、組織、機関が参加できる、これまで以上に効果的な協力を促進しうるフォーラムを構築するために尽力すべきである。

ASEAN+3の枠組みが発足し、東アジア諸国間の新しい地域対話の枠組み作りが前進した。ASEAN+3の発足は、東アジアにとって意義のある出来事であり、このフォーラムは、今後、東アジアでの協力の推進に利害と関心を有する諸国・地域に参加の道を開いておこなれば、東アジアでの協力を進める際に重要な役割を演じる可能性を有している。東アジアでの協力の形式を考える際に、この地域では、ASEAN+3の範囲を越えた広がりの中で相互依存が進展しているという現実にも留意すべきであろう。この他、朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) や北東アジアでの地域協力の枠組み作りの努力もフォーラム構築の努力に含まれる。

7. ASEAN諸国と日本は、国際組織犯罪に対処するために協力を強化すべきである。

薬物や銃器の不正取引、海賊及びマネー・ロンダリング (資金洗浄) のよう

な国際組織犯罪に対処するために、現存する警察機構相互の連携を強化し、犯罪対処能力を向上させる必要がある。さらに、サイバー・スペース上での犯罪は、社会に対してますます大きな脅威となっている。これらに対処するために、日本とASEAN諸国は、国際刑事警察機構（INTERPOL）をはじめとする警察機構相互の提携と協力を強化することができるし、さらにはASEAN刑事警察機構（ASEANPOL）のような地域的な警察機構を通じての提携を強化することによって、犯罪対処能力を向上させることもできる。

- 8 . 日本とASEAN諸国は、エネルギー安全保障のための地域協力の枠組みを構築する上で主導的役割を果たすべきである。

東アジア及びアジア・太平洋地域の急速な経済成長に伴って、同地域のエネルギー需要が高まっている。しかし、エネルギー資源の中で化石燃料の供給元は政治的に不安定な地域に存在し、エネルギー資源を運搬するパイプラインも当該地域の政治的な不安定の影響を受けやすい。一方、原子力エネルギーを一層活用していく上では、安全性をいかに確保するかという課題がある。

このような事情に照らし、域内のエネルギー対話のためのフォーラムを設置し、地域全体での石油備蓄戦略を策定し、原子力技術・監視・核廃棄物の処理を始めとする原子力の安全性を向上させるための協力を促進すべきであろう。

- 9 . 日本とASEAN諸国は、地域や国際社会が直面する緊急の課題についての域内の協議や知的対話を促進する機能を有するセカンド・トラックの諸活動を奨励することはもとより、これらの活動を一層拡充するために支援すべきである。

セカンド・トラックの諸活動が取り上げるテーマは、この地域に関わる地政学や安全保障の諸問題に関わるものである。セカンド・トラックのメカニズムを通じて、また、その活動に参加することによって、域内諸国の間に「協力の慣行」を築くことは有意義でありまた必要でもある。そうした「協力の慣行」を通じて、域内諸国の間に紛争の平和的解決や紛争予防の意義、情報を開示することの必要性、及び他者に対する寛容な姿勢を育むことの重要性を域内諸国の関係者に認識させることが期待できる。

8 . 人間の安全保障及び社会開発

「人間の安全保障」という概念は、日・ASEANニュー・パートナーシップにおける主要な支柱の一つになるべきである。人間の安全保障は、最近になって登場した概念であり、その内容は多面的である。日・ASEAN関係の文脈では、人間の安全保障は、(1)人材育成の分野でのASEAN諸国に対する支援、(2)各国での人的及び社会的資本の蓄積、(3)国家や地域コミュニティーにおける社会正義と人権の確立を支える社会基盤、などに関わる概念である。

現在、人間を中心に据えた新たな開発モデルを構築することが課題になっている。われわれは、グローバリゼーションとIT革命の及ぼすマイナスの影響の深刻化という、これまでとは異なる環境の中で、人間の安全保障を追求しなければならない。実際、貧困層の増大、経済格差の拡大、環境の破壊、及び社会開発の欠如は、人間の安全を脅かしている。

人間の安全保障及び社会開発は、「ビジョン2020」と「ハノイ行動計画」を実現するにあたって、重要な意義を有している。日本とASEANは、新しいパートナーシップを通じて、ASEAN域内はもとより、より広い国際社会において、人間の安全保障と社会開発を促進することにも焦点をあてるべきである。そうした協力を通じて日・ASEANニュー・パートナーシップは、人間の安全保障に取り組む世界全体のモデルとなり得よう。

上記の次第を考慮して、賢人会議は以下を提言する：

- 1 . 日本とASEAN諸国は、それぞれの国内において整備すべき基本的な社会セーフティ・ネットの問題に取り組み、その際、他の国の経験を自国に生かすために相互に協力すべきである。

東アジアにおける社会保障の理念、アプローチ及び実施方法は、再検討されなければならない。人口動態の変化とデジタル・ディバイド(情報格差)によって、社会保障をめぐる状況は変化しつつある。新たに生まれつつある経済環境のもとで、人々が周縁に追い込まれ、取り残されてしまう傾向がある。社会保障の理念、アプローチ及び実施方法を再検討する過程においては、こうした問題に対処するための新たな政策の実施が考慮されるべきであり、また、そうした政策を教育や健康医療の問題、高齢化社会の到来に付随する諸問題と結びつ

けて検討する必要がある。

アジア経済危機の経験を通じて、市民に必要なセーフティ・ネットを提供することがいかに大切かが認識されるようになった。しかし、ほとんどのASEAN諸国では、高い費用をかけた高度なセーフティ・ネットを整備する余裕はないし、またそうしたものを整備することが望ましいわけでもない。ASEAN諸国がまず取り組むべきは、経済の劇的な変化から個人を保護し、彼らが自らの力で立ち直るまでの物的・時間的余裕を与え、さらに経済が回復するに伴って彼らも経済的に立ち直れるようするためのセーフティ・ネットの整備である。

2. ASEAN諸国は、特にASEANの農村地域を対象に、人々の知的・技術的な能力を向上させるために、ASEAN域内トレーニング・プログラムなどを通じて、社会開発と人間の安全保障のためのさまざまな措置を協力して実施すべきである。

このようなASEANの共同事業には、日本や他の関係諸国が計画の初期段階からパートナーとして関与することが望ましい。労働、厚生、農業、及び産業などの分野で合同閣僚会議、ASEAN基金、非政府組織(NGO)のような、この問題に適切に対処できる組織や制度を通じて、プロジェクトの立案と実施がなされるべきである。

ASEAN諸国にとって都市の機能がますます重要性を増しているが、多くの人たちは依然として農村で生活をしている。農村では貧困が蔓延しており、都市と農村地域の社会経済的な格差はますます大きくなっている。従って、農村開発への取り組みを強化していく上では、農村に住む人々の人材育成・人的能力の向上をこれまで以上に重視する必要がある。また、とりわけ新規ASEAN加盟国の人々に訓練の機会を提供することに重点をおく必要がある。

ASEANは、ASEAN協力計画を立案する初期の段階から、日本のような大規模な援助計画を実施する用意のある第三国と協力し、それらの国の支援と協力を活用すべきである。さらに、計画の立案や実施にあたっては、ASEANは、内外の基金や財団、NGO及びその他の民間組織の有する力を活用すべきである。

3. ASEANは社会開発を促進するために、ASEAN内のさまざまな卓越した研究・人材育成機関(Center of Excellence)同士をリンクさせ、また、日本の適切な機関との連携を強化するために、ASEAN大学システムを構築すべきである。

このASEAN大学システムでは、英語を使用言語とし、またインターネットや他の遠隔地教育手段を利用し、国家レベルと地域レベルの人的資源開発のニーズを満たすための授業を提供すべきである。東アジア諸国の長所の一つは、これまでの国民への教育に対する投資である。教育投資はグローバル化の進展とともに激化する競争という文脈の中で再度強調されなければならない。

- 4 . 日本とASEANは、国境を超えた不法な人身売買、特に女性と児童の売買や、HIV/AIDSの蔓延を防止するために、一層緊密に協議・協力すべきである。

ASEAN諸国間の貿易やその他の交流は、日本とASEANとの間の交流と同様に拡大している。これらの交流それ自体は有益だが、国境を越える活動には人間の安全保障に悪影響を及ぼすものもある。そのような問題に対処するための国境を越えた協力は、内政不干渉の原則によって、妨げられるべきではない。

- 5 . 日本とASEAN諸国は、人権の擁護と拡充、とりわけ女性と子供の人権の擁護と拡充のために協力すべきである。この点で特に、女性や児童の権利保護を規定した国際条約の実効的かつ速やかな履行のための協力が重要である。

人権は普遍的なものである。日本とASEAN諸国はすでに、子供の権利に関する条約と女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を規定した条約を締結している。ASEAN諸国同士の協力や日本・ASEAN間の支援と協力は、各国政府の自主的努力を側面から支援し、各国政府がこれらの条約の規定を国内で実効あらしめる上で重要な役割を果たしうる。

- 6 . 日本とASEAN諸国は、裁判官、弁護士及び警察官を訓練するプログラムを通じて、司法制度と社会的・人的開発の基礎である「法の支配」を整備、強化するために協力すべきである。

法の支配は、ASEAN諸国に求められている改革の一側面である。これは商業活動に限られたことではない。法の支配は、全ての個人の権利を保護と公正な処遇を通じて、人間の安全保障を確固たるものにするために不可欠の要因である。日本や一部のASEAN諸国は、確固とした伝統ある法の支配の下に司法制度を発展させた豊富な経験を有している。この経験は、協力プログラムを通じて、他の国々とも共有されるべきである。

- 7 . 日本とASEAN諸国は、環境の悪化及び持続可能な開発に向けた努力に取り組むために、地域的及び世界的な環境問題の共通関心事項について協力を強化すべきである。

環境問題の多くは、越境的性格を持っている。日本とASEAN諸国間及びASEAN諸国内の貿易と投資の増加に伴い、環境問題に関する地域協力は、持続可能な開発と人間の安全保障にとりますます重要になってきている。気候変動のような地球規模の問題、大洪水や火事によるヘイズ（煙害）問題のような地域的な問題の双方に地域協力は重要な意味を持っている。

- 8 . 日本及びASEANは、アフリカなど他の開発途上地域を援助するとともに、自らの開発の経験をこれらの諸国の開発に活用すべく協力を拡充すべきである。

ASEAN諸国の中には、援助が必要な後発開発途上国もある。しかし、日・ASEAN関係は、外向きのものであるべきである。発展を続けてきたASEAN諸国は、自らの経験をほかの国の開発に活用するために、アフリカや他の地域の開発途上国との協力を深めるべきである。日・ASEANパートナーシップには、すでに経済発展を遂げた先進国と、いまだ発展途上にある新興国が含まれている。その意味で、人間の安全保障と社会開発の分野での日・ASEANパートナーシップは、南南協力を進める上で豊富な経験を提供できる。

9 . 教育、文化及び芸術

日本とASEANとの間での教育、文化及び芸術の分野での交流は、相互依存とグローバル化の進展という新しい文脈のもとで検討されるべきである。グローバル化の進展が提起するさまざまな課題に対応する上で、これまで以上に教育及び文化交流の拡充を通じて日本とASEANの相互理解を一層促進することが重要になっている。相互依存とグローバル化が進んだ社会においてわれわれは、これまで主権国家が唯一絶対の管轄権を有していると考えられていた国内政策、国内の規制制度や組織を他国のそれと調和・調整するという課題に直面している。この課題に取り組むには、関係諸国間の協力が不可欠であり、誤解の発生を防ぐ努力が求められる。この意味で、他の国の文化、歴史、伝統及び社会的価値を十分理解することがきわめて重要である。

かなり以前からASEAN諸国は、ASEAN諸国間での文化交流の重要性を認識してきた。国家及び地域としてのアイデンティティの保持や、自国の文化遺産を保存するためには、地域の文化交流が重要な意義を有すると考えてきたからである。しかし、現実には、文化交流の分野でのASEANの協力は、資金や人材が不足していたために十分に進まず、文化交流はASEAN域内協力の中で最も未発達分野であるという状況が続いている。日本は、国内に豊富な文化的資源を持ち、文化遺産の保全の面でも優れた実績を有している。従って日本は、文化遺産の保全の分野でASEANを支援し、技術的な専門知識を提供できる。この分野における日・ASEAN協力が進展するならば、多様性に富んだASEANコミュニティーを創設するというASEANの夢の実現にも寄与しよう。

さらに、日本とASEANとの間で人々の交流が盛んになれば、日本とASEANの間の相互理解が進み、地域協力をさらに前進させるための基盤を強化できる。

上記の次第を考慮して、賢人会議は以下を提言する：

- 1 .日本とASEANは、相互理解を増進するために、地上波及び衛星テレビ・ラジオ・ネットワークを通じ、日本とASEAN諸国の文化遺産に関する番組を互いの国民に向けて放映するよう奨励すべきである。

IT革命の時代にあっても、テレビとラジオは、国家レベルでも地域レベルでも、一般国民の間に共通の理解や認識を形成する上で、依然として重要な媒体

である。これらのメディアは、人々の間に連帯感や共感を育てる上で大きな役割を担っている。ASEAN諸国は、ASEAN文化協力を通じてそのような経験を蓄積している。日本は、これらのASEAN協力を財政面で支援するだけでなく、日・ASEANパートナーシップの強化に資するような実効性のあるプログラムをASEANとの間で実施すべきである。

- 2 . 日本とASEANは、サイバー図書館、サイバー研究機関、サイバー劇場及びサイバー・コンサート・ホールの設立に向けて協力すべきである。

域内の人々の相互理解を深めるために、インターネットのより効果的な使用方法を考えるべきである。ASEAN諸国は、情報関連機器を図書館、学校及び文化施設に設置すべきである。この点で日本は、日本政府が既に発表した、国際的デジタル・ディバイド（情報格差）を解消することを目的とする包括的協力策を活用したいというASEAN諸国の要請を歓迎してこれに応えるべきである。

- 3 . 日本とASEANは、市民社会グループによって組織されたものを含め、日・ASEAN芸術・音楽コンクール事業、文化ツアーや文化活動の実施など、共同プロジェクトを拡充すべきである。

日本とASEANがこれまでの数十年間に、相手の文化や相互の文化関係に払ってきた関心は、必ずしも十分なものではなかった。日・ASEANニュー・パートナーシップにおいては、文化交流の拡充を特に重視すべきである。そのような文化活動を支援するよう、民間企業に働きかけることもできる。

- 4 . ASEAN諸国は、文化遺産を保存し、それを後世に伝承していくために、ASEAN全体を対象とした地域文化政策を実施すべきである。

ASEANは、「文化遺産に関する宣言」の中で、文化遺産を保護するための規制や文化遺産に関する教育を進めるための地域文化政策を実施するにあたっては、それぞれの民族が歩んできた文化的な発展の歴史とその意義が強調されるべきであると記している。日本とASEANは、日・ASEAN多国籍文化ミッションの提言、とりわけ文化遺産の保護とそれらを後世に伝承してゆくことを目的としたさまざまな提言を履行すべきである。

- 5 . 日本とASEANは、既存のジャーナリストと編集者の相互交流プログラムを強化するとともに、双方向の教育分野の交流、青少年交流も積極的に推進していくべき

である。

現在、ジャーナリストと編集者の相互交流プログラムの数は減少している。日本からASEAN諸国への派遣を増やすことに重点が置かれなければならない。

大学レベルでは、履修単位の相互認定制度の拡充、学生・教官の相互交流の促進、及び共同研究の増進を通じて日・ASEAN大学ネットワークを強化すべきである。さらに奨学金制度を充実させ、奨学金を真に必要とする者に提供されるようにすべきである。

青年交流プログラムを実施する機関や組織の間で適切な調整を行うことによって、プログラムの量的及び質的充実を図るべきである。日本に英語指導助手を招くJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）が、最近部分的にASEANにも拡大されたが、これをさらに拡充すべきである。一方ASEANも同様のプログラムを導入して、日本語教師をASEAN諸国に招くことも検討できるであろう。また若い学生の相互交流プログラムもさらに充実させるべきである。

6. 日本とASEAN諸国は、相互理解を深めるために、既存の「日本文化センター」の強化もしくはその新設に努力すべきである。また、日本の「国際交流基金アジアセンター」の役割と機能を拡大すべきである。

現在ASEAN諸国に設立されている日本文化センター及び日本の国際交流基金アジアセンターは、ASEANと日本双方の国民の間の交流と理解を促進するチャンネルとしての機能を担っている。すでに設立されているセンターはさらに拡充されるべきであり、日本文化センターが設置されていないASEAN諸国は、日本と協力してそれぞれの首都にこれを設立すべきである。

7. 日本とASEAN諸国は、日・ASEAN関係の研究を促進すべきである。そして、日・ASEANの間で関連する機関のネットワークを拡充し、学者、研究者、学生、その他一般の人々など誰もが簡単にこれらの研究成果にアクセスできるようにすべきである。

日本とASEANの国民同士の相互理解を促進するために、各種学校や大学で、政治、経済、歴史などに関する日・ASEAN関係を含む地域研究を促進すべきである。日・ASEAN関係に関する、専門家の間での共同学術研究も奨励すべきである。このために、サイバー研究機関、サイバー図書館及び大学間の

ネットワークを広範に利用すべきである。

10 . 略語解説

A D B	アジア開発銀行
A F T A	A S E A N自由貿易地域
A I C O	A S E A N産業協力スキーム
A I A	A S E A N投資地域
A M F	アジア通貨基金
A P E C	アジア太平洋経済協力会議
A R F	A S E A N地域フォーラム
A S E A N	東南アジア諸国連合
A S E A N - I S I S	A S E A N戦略国際問題研究所連合
A S E A N + 3	A S E A N諸国、日本、中国、大韓民国
A S E A N P O L	A S E A N刑事警察機構
C L M V	カンボディア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦、ベトナム社会主義共和国
C T B T	包括的核実験禁止条約
E C O T E C H	経済・技術協力
F D I	外国直接投資
H I V / A I D S	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
H P A	ハノイ行動計画
I A P	個別行動計画
I B R D	国際復興開発銀行
I F C	国際金融公社
I F I	国際金融機関
I M F	国際通貨基金
I N T E R P O L	国際刑事警察機構
I T	情報通信技術
J A G E F	日・A S E A N総合交流基金
J B I C	国際協力銀行
J E T	語学指導等を行う外国青年招致プログラム
J I I A	日本国際問題研究所
K E D O	朝鮮半島エネルギー開発機構
M R A	相互承認協定
N G O	非政府組織
N P T	核兵器不拡散条約

O E C D	經濟協力開發機構
P E C C	太平洋經濟協力會議
S M E	中小企業
U N	國際連合
U N T A C	國連カンボディア暫定統治機構
W M D	大量破壊兵器
W T O	世界貿易機関

1 1 . 賢人会議委員一覧表

[ASEAN諸国]

ブルネイ

ハジ・バハルディン・ビン・ダト・
ハジ・タリブ 経済政策インフラ・財政・金融・商業及び
労働委員会委員

ダト・パデウカ・ハジ・スヨイ・
ハジ・オスマン 外務省第二政務次官

カンボディア

カオ・キム・ホーン カンボディア協力平和研究所(CICP)所長
カンボディア最高国家経済評議会評議員

ノロドム・シリウッド 国王陛下最高顧問
カンボディア協力平和研究所(CICP)会長

インドネシア

ジスマン・S・シマンジュンタック プラセティヤ・ムラビジネススクール理事
戦略国際問題研究所(CSIS)会長

ユスフ・ワナンディ 戦略国際問題研究所(CSIS)理事

ラオス

サヤカーン・シーズヴォン 外務省ASEAN局長

インタソン・ティラク 外務省外交研究所研究員

マレーシア

ノルディン・ソピイー 戦略国際問題研究所(ISIS)理事長

ルガヤ・モハメッド 工業大学付属 工業政策研究所所長

ミャンマー

ウィン・アウン ミャンマー商工会議所副議長

ミン・トゥ	外務省ASEAN局日・ASEAN対話関係 担当官
<u>フィリピン</u>	
エンリケ・エステバン	研究通信基金センター理事長 アジア銀行総裁
カロリーナ・ヘルナンデス	戦略開発問題研究所(ISDS)所長
<u>シンガポール</u>	
サイモン・テイ	シンガポール国際問題研究所(SIIA)所長、 指名国会議員
リンダ・ロウ	シンガポール国際問題研究所(SIIA)評議員 シンガポール国立大学ビジネス政策学部助 教授
<u>タイ</u>	
チュンポン・ポーンプラパ -	日・ASEAN経済評議会会員
グスマー・サニッウォン	安全保障国際問題研究所(ISIS)会長
<u>ベトナム</u>	
ブー・ズォ・ホアン(共同議長)	国際関係研究所(IIR)所長
ファン・ドアン・ナム	国際関係研究所(IIR)顧問及び上級研究員
[日本]	
行天豊雄	国際通貨研究所理事長
畠山襄	日本貿易振興会(JETRO)理事長
小島明	日本経済新聞社(NIKKEI)常務取締役論説主 幹兼国際担当

小和田恆（議長）	日本国際問題研究所理事長
鳥海巖	丸紅株式会社社長
山影進	東京大学教授（大学院総合文化研究科国際社会科学専攻）
<u>ASEAN-ISIS/ASEAN 事務局</u>	
クララ・ジョウォノ	戦略国際問題研究所対外交渉部長及び理事会副理事長（ASEAN-ISIS）
エリック・テオ	スエズ・リヨネ・ズ・デ・ゾ社事業開発局長 シンガポール国際問題研究所評議員 （ASEAN-ISIS）
テーマサック・チャルーンパヌパップ	ASEAN中央事務局特別アシスタント （ASEAN事務局）
イメルダ・I・ドゥ・レオン	プログラム調整及び対外関係局副局長 （ASEAN事務局）

チャバラット・チャーンピラクル	ASEAN局日・ASEAN経済評議会、 諮問委員会委員（タイ）
ル・ダング・ドーン	中央経済運営研究所(CIEM)所長（ベトナム）
モハメッド・ジャワール・ハッサン	戦略国際問題研究所所長（マレーシア）
バタチャナフォン・ケナボング	外務省外交問題研究所上級公式研究フェロー（ラオス）
マラエビエング・サコンニンホム	外務省条約・法務局副事務局長（ラオス）
ファードウス・ワディジ	PTパカルティ・タタ社長（インドネシア）